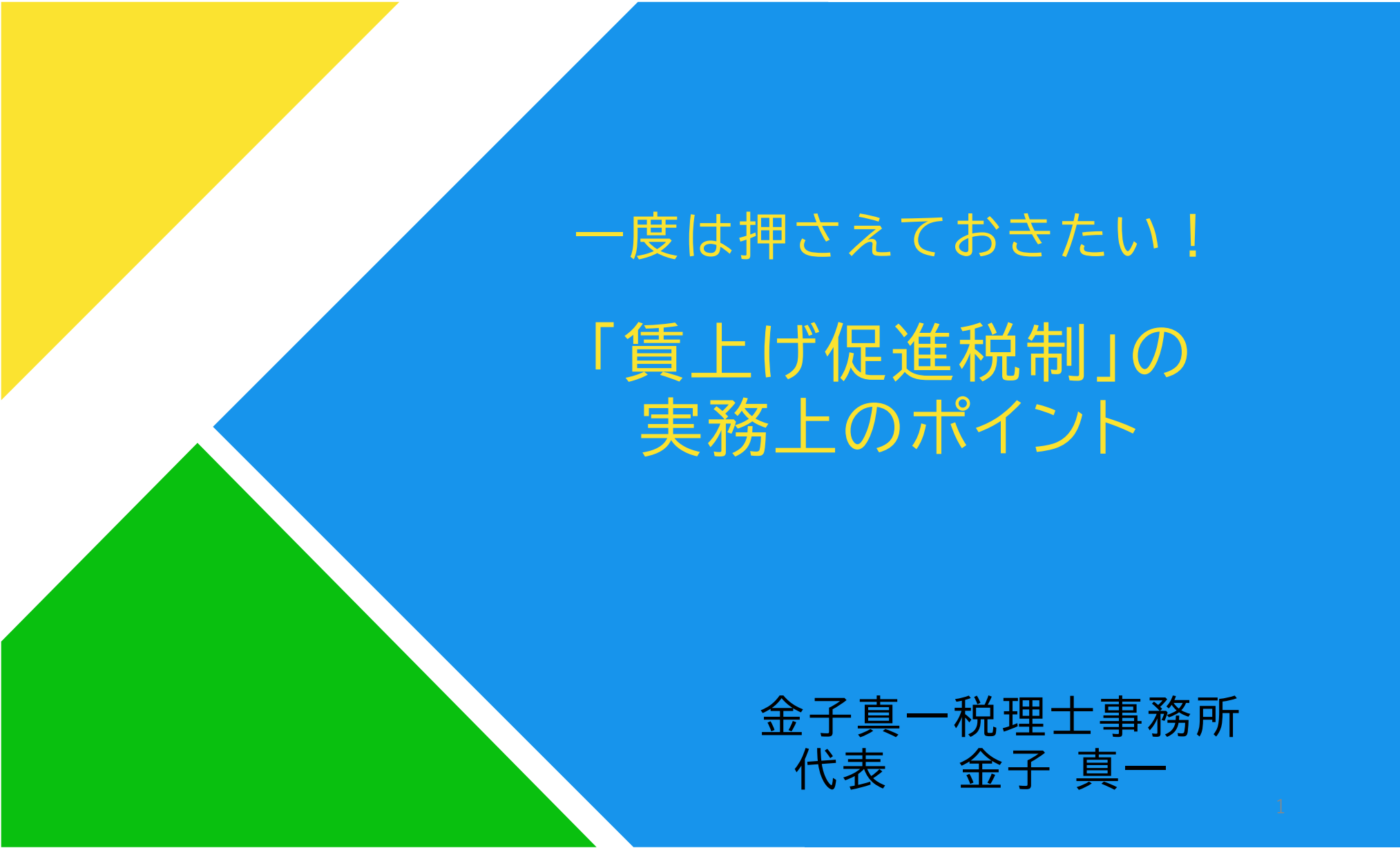




一度は押さえておきたい！

「賃上げ促進税制」の 実務上のポイント

金子真一税理士事務所
代表 金子 真一

自己紹介

かねこ しんいち
税理士 金子 真一

28

銀行勤務

25

会計・税務
担当

6

税理士

自己紹介

かねこ しんいち

税理士 **金子 真一**

金子真一税理士事務所代表
合同会社ピナクル・コンサルティング代表

1992年東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)に入社し、2002年から住友信託銀行(現三井住友信託銀行)に移り、主に会計、税務業務を担当。

2019年に退職し金子真一税理士事務所を開業。
東京税理士会 目黒支部 租税教育委員長
TKC全国会中堅・大企業支援研究会会員

気軽に相談できる専門家として税務課長のサポートを行うほか、外資系・非日系企業のインバウンドビジネスのサポートにも取り組む。



賃上げ税制のポイント

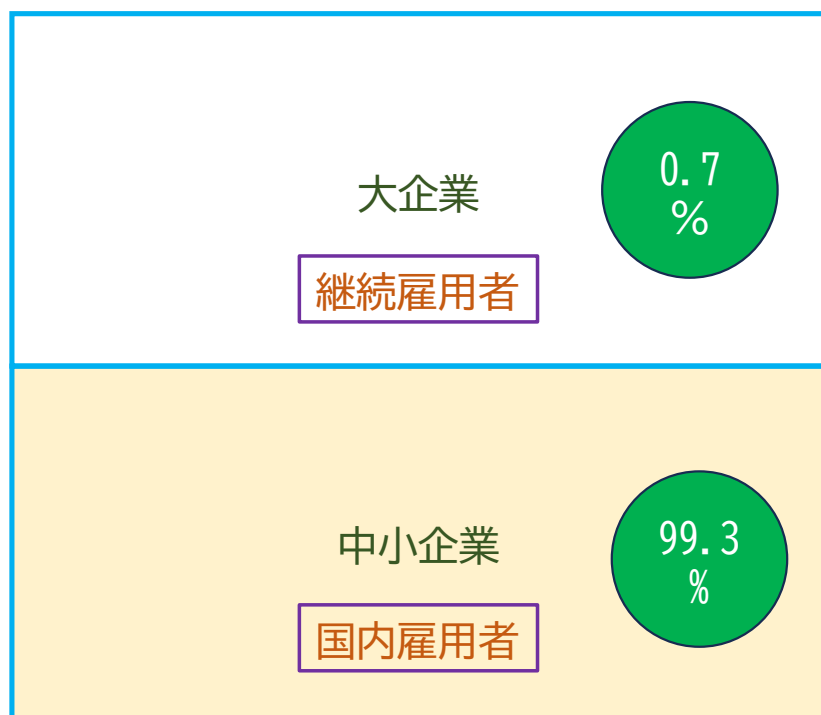
令和6年は2つの
制度が併存

税賠のトラブルになる
事例多数発生

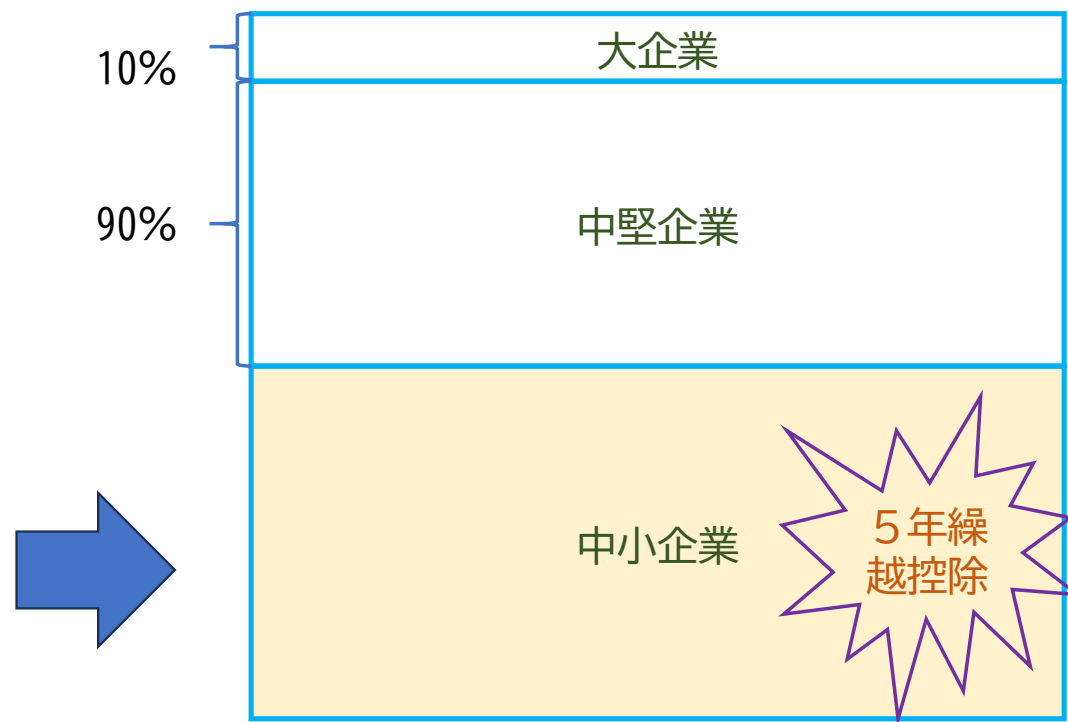
中小企業者等に
繰越控除措置

教育訓練費を
活用して上乗せ
を獲得

令和4年度税制改正



令和6年度税制改正



出典：令和6年度税制改正（案）について（令和6年3月27日財務省主税局企画官 境 吉隆）

教育訓練費で上乗せ

	控除率 (令和6年度改正)	控除率 (令和4年度改正)
大企業 中堅企業	増加率10%以上、かつ 雇用者給与等支給額の0.05%以上 + 5 %	増加率20%以上の場合 + 5 %
中小企業者等	増加率5%以上、かつ 雇用者給与等支給額の0.05%以上 + 1 0 %	増加率10%以上の場合 + 1 0 %

目次

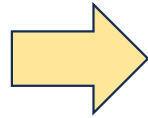
Agenda

- Part I 令和6年度税制改正と賃上げ促進税制
- Part II 各種定義
- Part III 賃金の伸び率・税額控除率
- Part IV 控除率の上乗せ措置
- Part V 壁と支援策と賃上げ促進税制
- Part VI 中小事業者は要注意！
- Part VII マルチステークホルダー方針の公表

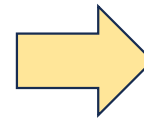
Part I 令和6年度税制改正と賃上げ促進税制

人材確保税制から賃上げ促進税制へ

令和3年度税制改正
所得拡大促進税制



令和4年度税制改正
賃上げ促進税制



令和6年度税制改正
賃上げ促進税制

ポストコロナに向けて
＜所得拡大促進税制＞
✓ 中小企業者等向けに継続
雇用者の適用要件を撤廃

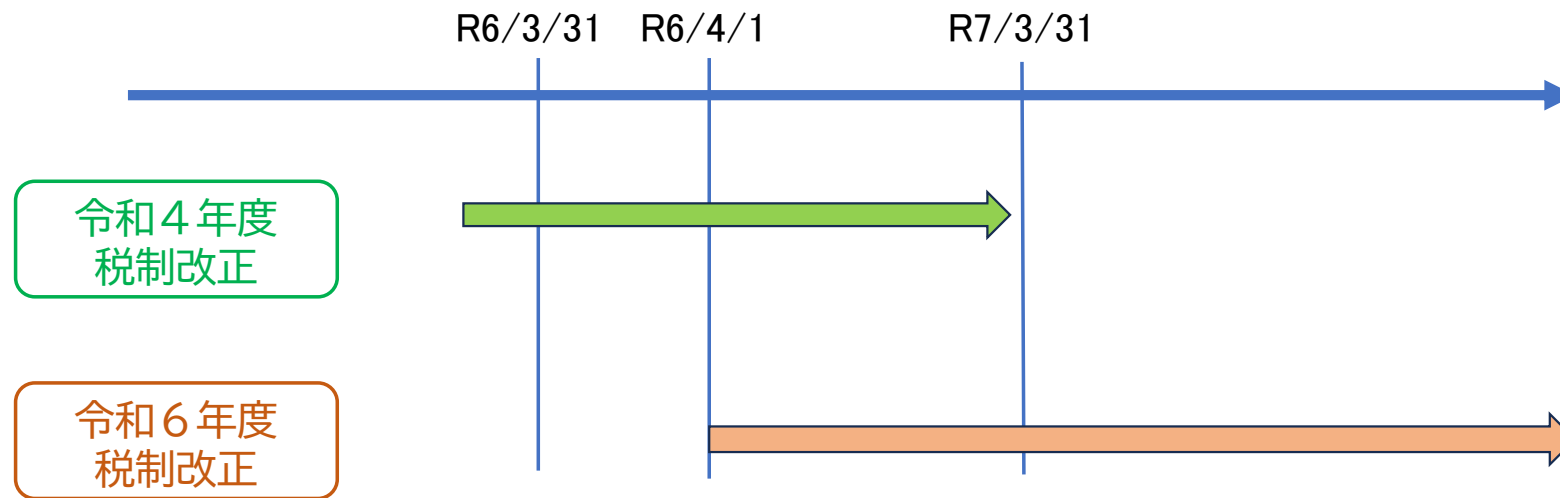
＜人材確保等促進税制＞
✓ 新規雇用者の給与等支給
額及び教育訓練費の増加
に着目した税制が新設

＜賃上げ促進税制＞
✓ 賃上げに係る税制措
置を抜本的に強化す
る税制に衣替え

＜賃上げ促進税制＞
✓ より多くの企業が賃
上げ促進税制を活用
しやすいよう改正

✓ 特に中小企業にとっ
ては、最大45%の税額
控除や繰越控除制度
が創設

令和6年度に適用されるルールに注意



令和6年3月31日以前に開始する
事業年度の事業者は、令和4年
度税制改正が適用される

令和6年4月1日以後に開始する
事業年度の事業者は、令和6年
度税制改正が適用される

令和6年度税制改正

①適用期間の延長

適用期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間に延長

③税額控除率の引上げ

<大企業・中堅企業>
最大控除率が30%から35%に引き上げ

<中小企業>
最大控除率が40%から45%に引き上げ

②企業区分の見直し

「大企業」「中小企業」の2区分

⇒「大企業」「中堅企業」「中小企業」
の3区分に変更

④上乗せ要件の追加

子育て支援や女性活躍推進に関する認定
(くるみん、えるぼし等)を受けている
企業に対して、追加の税額控除が適用

令和6年度の税制改正

⑤教育訓練費要件の緩和

中小企業の教育訓練費の増加割合要件が
10%以上から5%以上に緩和

⑥繰越控除制度の創設

中小企業向けに、控除しきれなかった金額を5年間繰り越せる制度が新設

⑦中堅企業向け措置の新設

大企業の区分のうち、従業員数2,000人以下の企業等を中堅企業として定義し、新たな税額控除のルールが設定

対象事業者

大企業

大企業

右の中小企業者の①又は②の要件に
該当しない法人

中堅企業

青色申告書を提出する法人で、当該
事業年度終了の時ににおいて特定法人
に該当する場合

特定法人(措法42の12の5⑤十)
常時使用する従業員の数が2,000人以下の
法人(一定のものを除く)

中小企業

中小企業者

中小企業者に該当する法人として
政令で定めるもの

中小企業者

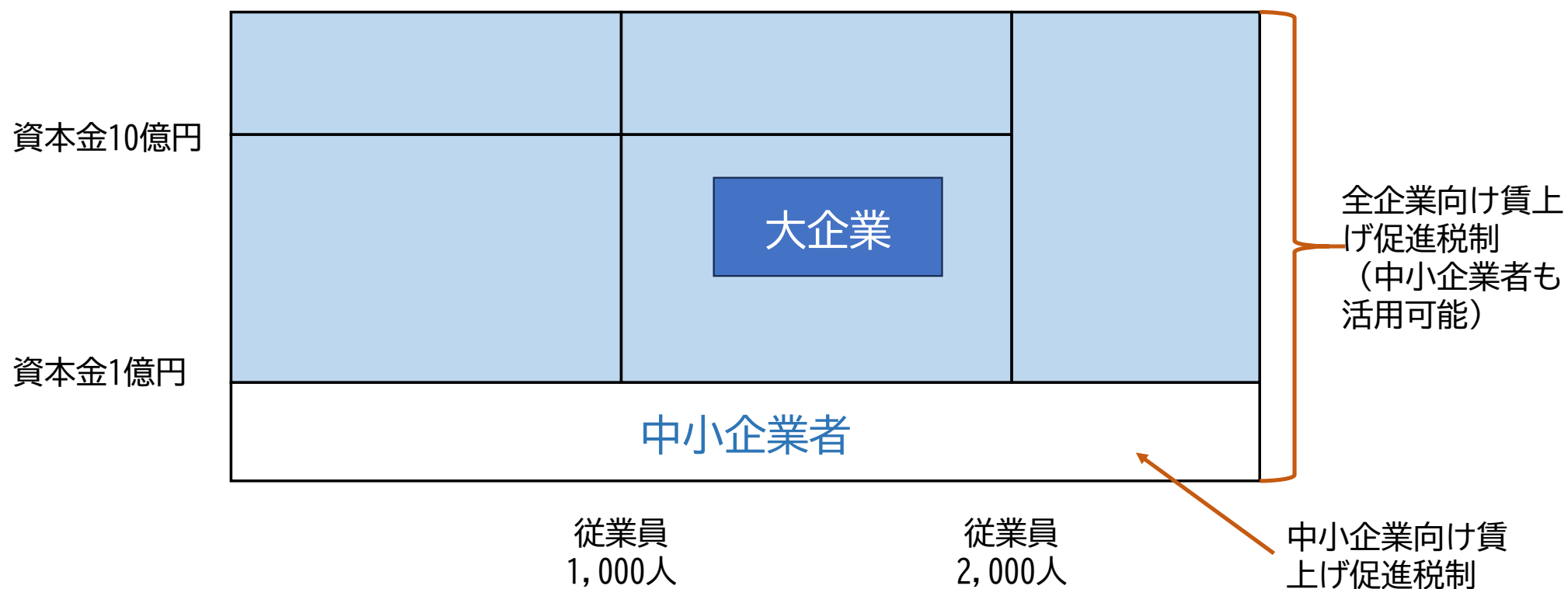
次の①又は②のいずれかに該当する法人で、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円以下の法人

- ① 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人(一定の法人※を除く)
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

※一定の法人

発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

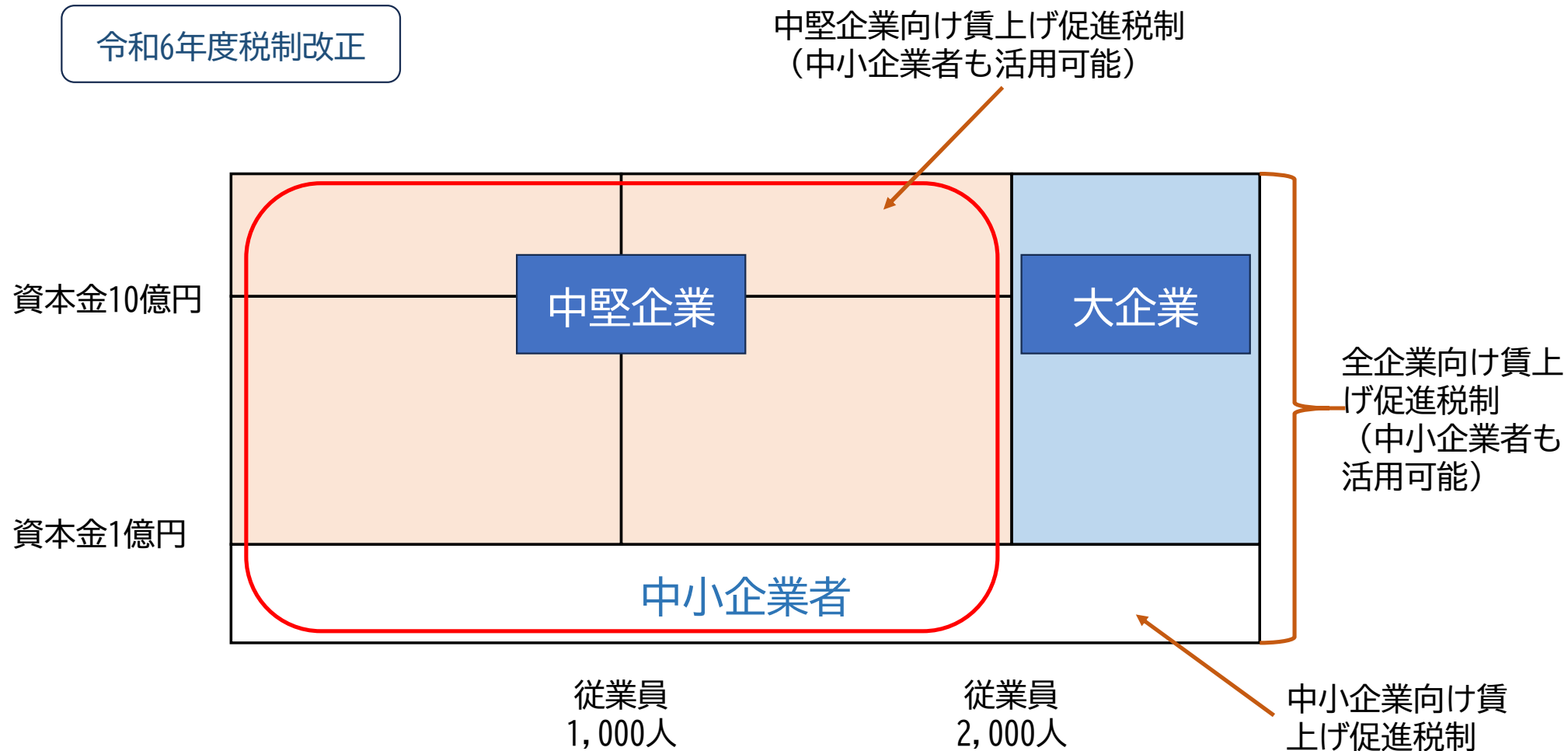
令和4年度税制改正



※資本又は出資を有しない法人においては、従業員1,000人以下（一部を除く）が中小企業となります

出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

令和6年度税制改正



※資本又は出資を有しない法人においては、従業員1,000人以下（一部を除く）が中小企業となります

出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

Part II 各種定義

誰の給与が上がったら適用受けられる？

	大企業・中堅企業	中小企業者
判断基準	継続雇用者に対する給与等	国内雇用者に対する給与等
税額控除対象	国内雇用者に対する給与等	国内雇用者に対する給与等

継続雇用者の定義

継続雇用者とは、

- ✓ 適用対象法人の適用事業年度及びその前事業年度の期間内の全ての月において
- ✓ その適用法人の給与等の支給を受けた※国内雇用者をいいます。

※休職した期間も雇用保険の一般被保険者に該当し、給与等が支給されている場合は継続雇用者に該当します

継続雇用者

青色は雇用保険の一般被保険者である期間

	前事業年度			適用事業年度
	継続雇用者比較給与等支給額			継続雇用者給与等支給額
前事業年度以前から勤務				
前事業年度以前から勤務も途中 に休職（手当支給あり）		休職		

出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

継続雇用者以外

青色は雇用保険の一般被保険者である期間

	前事業年度			適用事業年度
前事業年度以前から勤務も途中に休職（手当支給無し）		休職		
前事業年度以前から勤務も退職等により雇用保険の一般被保険者に該当しない期間あり				退職 継続雇用制度対象者 高年齢被保険者
				退職 再雇用
前事業年度途中に新規採用		新規採用		
非正規等で雇用保険の一般被保険者でない				

出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

Q新入社員は継続雇用者に該当する？

A新入社員は継続雇用者に該当しません

当事業年度の新入社員は

- ✓ 適用事業年度とその前事業年度の期間内の全ての月において
- ✓ 雇用保険の一般被保険者でないため継続雇用者には含まれません

※新入社員は国内雇用者に該当します

Q 2年連続して雇用している65歳以上の高齢社員は継続雇用者に該当する？

A 65歳以上の高齢社員は継続雇用者に該当しません

定年後も引き続き雇用関係にある者は通常、一般被保険者に該当します

とはいえ継続雇用制度※は定年後の給与水準の維持までを担保するものではなく、給与が下がるのが一般と考えられます

この継続雇用制度※を導入している法人が賃上げ促進税制の適用を受ける際、不利にならないよう配慮したものです

※継続雇用制度
現に雇用している高年齢者が希望するときは、
当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度
(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律9①)

継続雇用者に該当する者

雇用保険法の適用外	雇用保険の適用事業者に雇用される労働者
1 週間の 所定労働時間が 20時間未満	高年齢被保険者 (65歳以上)
	短期雇用特例被保険者 (季節的に雇用される者)
	日雇労働被保険者 (日々雇用される者) (30日以内の期間を定めて雇用される者)
	雇用保険の一般被保険者

国内雇用者の定義

国内雇用者（措法42の12の5⑤二）

- ✓ 法人の使用人
- ✓ その国内の事業所に勤務する雇用者

具体的には
その法人の国内に所在する事業所につき
作成された賃金台帳に記載された者を指します
（措令27の12の5⑥）

※賃上げ促進税制は従業員の給与を引き上げることを目的にしていますので、パート、アルバイト、日雇い労働者を含む一方で、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含みません。

Q 使用人兼務役員の使用人給与は国内雇用者に該当する？

A 使用人兼務役員の使用人給与は国内雇用者に該当しません

使用人兼務役員の使用人としての給与分についても
国内雇用者から除かれます

途中で使用人兼務役員となった場合は
使用人に該当する期間の給与は含みます

賃上げ促進税制の対象となる給与の定義

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与
(所法28①)



Q 給与等には残業手当や職務手当などの各種手当含まれますか？

A 残業手当や職務手当などの各種手当を含みます

残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか
地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当などの手当は
給与所得に該当するため、
本制度の対象となる給与に含まれます。

Q 給与等には通勤交通費を含みますか？

A 通勤交通費は原則含みますが、
一定要件を満たす場合は含まないことも認められています

通勤交通費は所得税法第9条（非課税所得）の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当に該当し、手当の一つと考えられます。

ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、通勤手当等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をする方法も認められます（措通42の12の5-1の4）。

結局どちらでも良いということですので、賃金台帳に通勤交通費を記載している場合にはこれを給与等を含め、記載していない場合は給与等を含めないという整理が分かりやすいかもしれません。数字の把握が容易な方で選択してください。

Q 給与等には未払給与を含みますか？

A 各事業年度において損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額を対象にします

会計上、前事業年度に未払計上し、税務上損金算入が認められる給与等については、
前事業年度の給与等支給額に加えます

会計上、未払計上した場合であっても
税務上損金算入が認められない給与等については、
実際に損金算入される年度の雇用者給与等支給額に加えます。

ソフトウェア資産に振り替えられた給与等

ソフトウェア資産の減価償却により
実際に損金の額に算入される事業年度において
給与等として認識するのが基本と考えられます

継続適用を前提に、その給与等を支給した日の属する事業年度の
国内雇用者に対する給与等の額に含めることとしている場合も認め
られます（措通42の12の5-4）

ソフトウェア資産に振り替える作業は経理部門で行っているケースが多く、
その場合人事部門は関与していないため人事部門では計算できないことになります。
したがって人事部門が把握できる支給した給与ベースで算定するのが良いでしょう

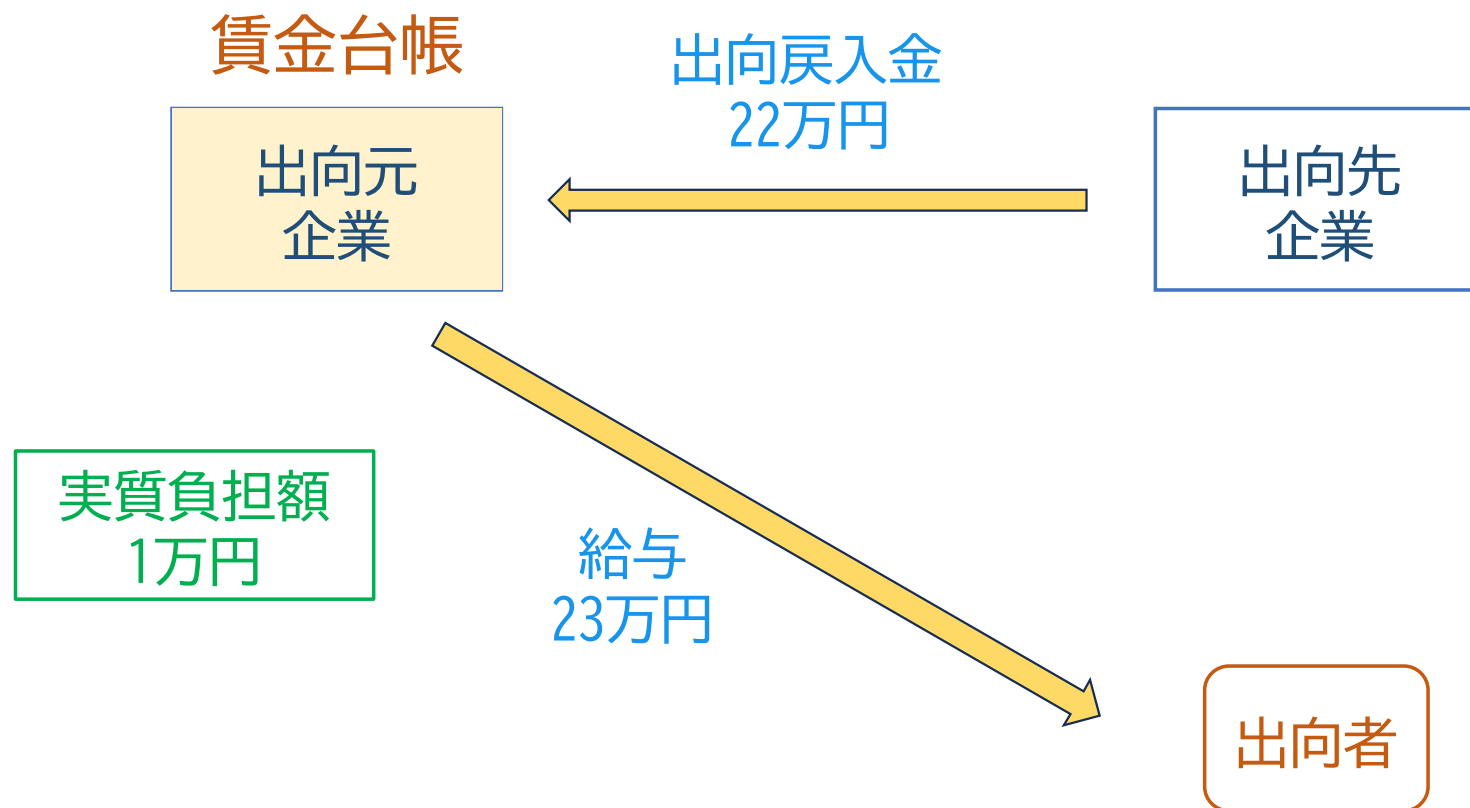
出向者への給与の取り扱い

賃金台帳の所在する側で賃上げ促進税制における給与の対象にします。

出向元に賃金台帳がある場合
出向元が出向者に支払い、実質負担した賃金を
出向元の賃金としてカウント

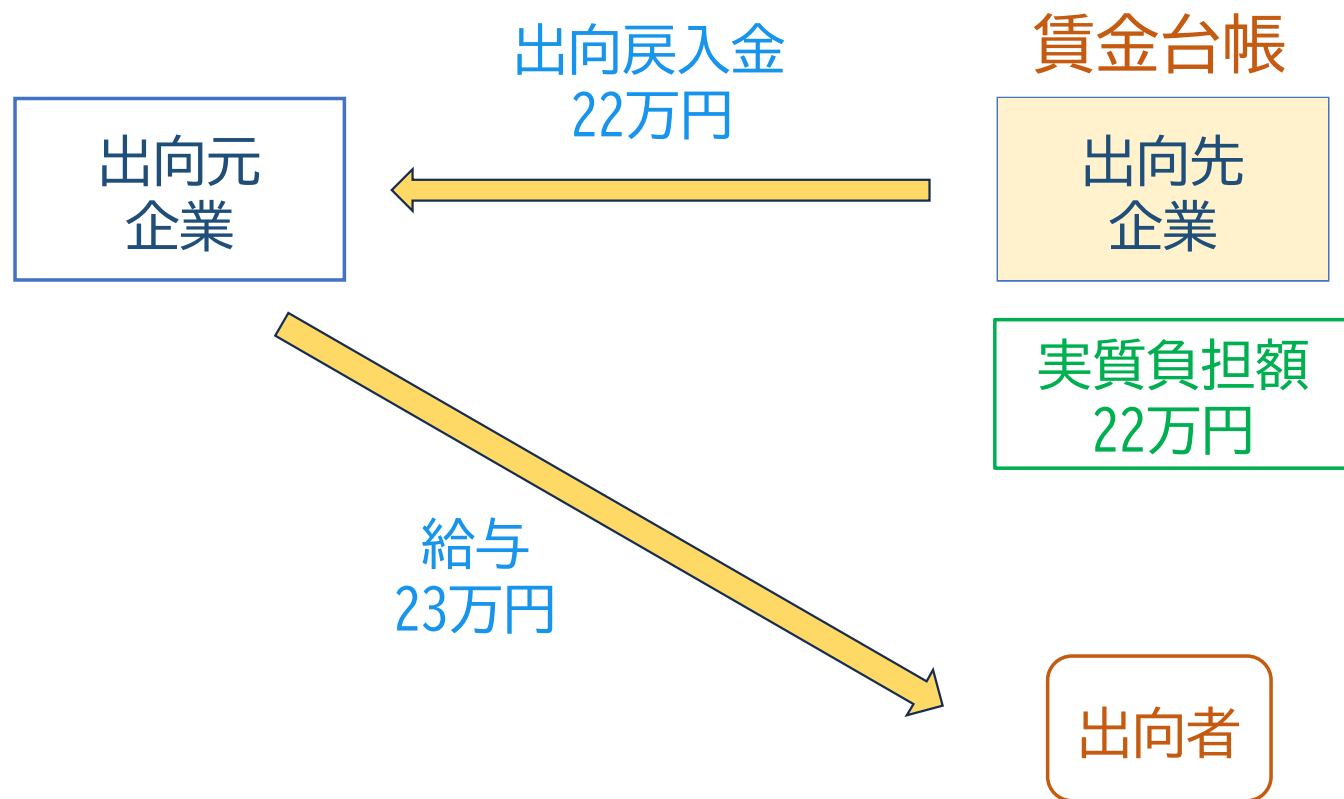
出向先に賃金台帳がある場合
出向先法人が負担した出向戻入金を
出向先の賃金としてカウント

賃金台帳が出向元にある場合



出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

賃金台帳が出向元にある場合



出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

雇用安定助成金と賃上げ促進税制

【雇用調整助成金の支給を受け、雇用調整を実施】

雇用安定助成金額は、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に**含まれます**が、取り扱いが以下の通りとなっています。

✓ **調整**雇用者給与等支給増加額
✓ **調整**比較雇用者給与等支給額
の算出においては、「給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額」に**含めて**計算します

➤ 雇用者給与等支給額
➤ 比較雇用者給与等支給額
➤ **継続**雇用者給与等支給額
➤ **継続**雇用者比較給与等支給額
の算出においては、
「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から**除いて**計算します

補助金等で支給される給与等

基本的に給与に係る補助金等※は給与等の支給額から除かれますが、政策的に控除しない補助金等が設けられました。

※補助金等とは、
補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類するものの要綱、要領又は契約において、
その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることが明らかにされている場合の
その補助金等の交付額や、出向戻入金等をいいます。

政策的に給与に含めたままとする補助金等

看護職員 処遇改善評価料

令和4年10月より診療報酬において設けられた看護職員処遇改善評価料

この加算部分は「補助金」ではなく、役務の対価である「報酬」として、これらの加算等の報酬上の措置による賃上げ分は、給与等から控除せず、賃上げ促進税制の対象に含まれる

年収の壁対策として、社会保険適用促進手当を支給した事業者に助成する制度
事業者がパート従業員の保険負担を軽減するために支給する社会保険適用促進手当（事業者が独自に社会保険に加入済みの従業員に対して支給する場合も含める）も賃上げ促進税制の対象に含まれる

キャリアアップ助成金

社会保険適用時 処遇改善コース

貸与奨学金の 代理返還

日本学生支援機構からの貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に対し、企業等が返還残額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援した場合、この企業等が代理返還した金額は賃上げ促進税制における給与に含める

PartⅢ 賃金の伸び率・税額控除率

給与等の伸び率の対象となる給与

大企業・中堅企業

継続雇用者に対する給与等

【継続雇用者給与等支給額】
適用事業年度に支払ったもの

【続雇用者比較給与等支給額】
適用事業年度の前事業年度に
支払ったもの

継続雇用者とは、適用対象法人の適用年度及びその前事業年度の期間内の各月分の、その適用対象法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるもの（措法42の12の5⑤四）をいいます

給与等の伸び率の対象となる給与

中小企業

国内雇用者に対する給与等

【雇用者給与等支給額】
適用事業年度に支払ったもの

【雇用者比較給与等支給額】
適用事業年度の前事業年度に
支払ったもの

国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。

給与等の伸び率

大企業・
中堅企業

【留意点】
給与等の伸び率の判断する
計算と実際の税額除限度額
の計算は異なります

中小企業

継続雇用者給与等
支給額（適用事業年度） ——— 継続雇用者比較給与等
支給額（前事業年度）

継続雇用者比較給与等支給額（前事業年度）

雇用者給与等支給額
（適用事業年度） ——— 雇用者比較給与等支給額
（前事業年度）

雇用者比較給与等支給額（前事業年度）

税額控除限度額

大企業・中堅企業・中小企業

控除対象雇用者
給与等支給増加額



税額控除率



税額控除限度額

控除対象雇用者給与等支給増加額

控除対象雇用者給与等支給増加額は、いずれか少ない額

法人の雇用者給与等支給額
(適用事業年度)から
比較雇用者給与等支給額
(前事業年度)を
控除した額

法人の調整雇用者給与等支給額
(適用事業年度)から
調整比較雇用者給与等支給額
(前事業年度)を
控除した額

雇用者給与等支給額

国内雇用者に対する給与等の支給額から、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（当該金額に係る雇用安定助成金がある場合は、これを除きます）を除いて計算

調整雇用者給与等支給額

国内雇用者に対する給与等の支給額から、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（当該金額に係る雇用安定助成金がある場合は、これを含めます）を除いて計算

税額控除率

大企業

伸び率	控除率 令和6年度税改	控除率 令和4年度税改
給与総額の3%以上 4%未満の増加	10%	15%
給与総額の4%以上 5%未満の増加	15%	25%
給与総額の5%以上 7%未満の増加	20%	
給与総額の7%以上	25%	

大企業は物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するために、令和4年度税制改正における継続雇用者に係る賃金の伸び率3%の要件を維持しつつ、段階的に7%までさらに高い賃上げ率の要件が創設

「令和6年度税制改正(案)について」(令和6年3月27日財務省主税局企画官境吉隆)

税額控除率

中堅企業

中堅企業は地域の良質な雇用を支える存在であり、賃上げの効果を受け易くするため、従来の大企業と異なる新たな区分として創設

「令和6年度税制改正(案)について」(令和6年3月27日財務省主税局企画官境吉隆)

伸び率	控除率 令和6年度税改	控除率 令和4年度税改
給与総額の3%以上 4%未満の増加	10%	15%
給与総額の4%以上	25%	25%

税額控除率

中小企業

伸び率	控除率 令和6年度税改	控除率 令和4年度税改
給与総額の1.5%以上 2.5%未満の増加	15%	15%
給与総額の2.5%以上	30%	30%

PartIV 控除率の上乗せ措置

控除率上乗せ措置

大企業・中堅企業

上乗せ要件	控除率 令和6年度改正	控除率 令和4年度改正
教育訓練費	増加率10%以上、かつ 雇用者給与等支給額の0.05%以上 +5%	増加率20%以上 +5%
プラチナくるみん プラチナえるぼし※	事業年度終了時に認定 +5%	—

※中堅企業は、中堅企業の賃上げ促進税制の適用を受ける事業年度に
えるぼし3段目の認定を受けることでも5%の控除率適用を受けられます。

控除率上乗せ措置

中小企業

上乗せ要件	控除率 令和6年度改正	控除率 令和4年度改正
教育訓練費	増加率5%以上、かつ 雇用者給与等支給額の0.05%以上 +10%	増加率10%以上 +10%
プラチナくるみん プラチナえるぼし※	事業年度終了時に認定 +5%	—

※中小企業者等は、賃上げ促進税制の適用を受ける事業年度に、くるみん認定又はえるぼし2段目の認定を受けることでも控除率+5%の上乗せ措置の適用を受けられます

教育訓練費

【対象者】

法人又は個人の国内雇用者を対象とした教育訓練であること

【対象とならない者】

- ✓ 当該法人の役員又は個人事業主
- ✓ 使用人兼務役員
- ✓ 当該法人の役員又は個人事業主の特殊関係者（親族等）
- ✓ 内定者等の入社予定者

教育訓練費（対象となる教育訓練）

教育訓練費は
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、
又は向上させるために支出する費用のうち一定のもの

外部講師謝金
外部施設使用料等

法人等が教育訓練等
を自ら行う場合の費用

研修委託費

他の者に委託して
当該国内雇用者に対
して教育訓練等を行
う場合の費用

外部研修参加費

他の者が行う
教育訓練等に参加さ
せる場合の費用

教育訓練費(対象にならない教育訓練)

法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金等

法人等が所有する施設等の使用に要する費用
(光熱費、維持管理費等)

教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費、居住費
(研修の参加に必要な交通費やホテル代、海外留学時の居住費等)

福利厚生目的など教育訓練以外を目的として実施する場合の費用

教育訓練費(対象にならない教育訓練)

法人等の施設等の取得等に
要する費用
(当該施設等の減価償却費
も対象外)

教育訓練の直接費用でない
大学等への寄附金、保険料
等

教材等の購入・製作に要する
費用
(教材となるソフトウェアやコ
ンテンツの開発費を含む)

Q 前事業年度の教育訓練費がゼロの場合は受けられない？

A 受けられます

比較教育訓練費の額が零である場合、
適用事業年度の教育訓練費の額が1円以上であれば
増加率の要件を満たします

令和6年度税制改正の適用を受ける事業年度においては
増加率だけでなく、フロアを満たす必要があります。

ここでのフロアとは、適用事業年度の教育訓練費の額が
雇用者給与等支給額（適用事業年度の全雇用者に対する
給与等支給額）の0.05%以上であることをいいます。

Q教育訓練費は税抜きで判断する？

Aどちらでも構いません

比較対象となる2期（当期と前期）の平仄を合わせる必要があります

くるみん・えるぼし

- ✓ 仕事と子育てとの両立（くるみん認定等）
- ✓ 女性活躍への支援（えるぼし認定等）

に積極的な企業が厚生労働大臣の認定を受けて取得する制度

それぞれに認定の段階があり、賃上げ促進税制では、大企業、中堅企業、中小企業者等のそれぞれのカテゴリーで、要件となっている認定の段階や認定の取得時期が異なります。

Part V 壁と支援策と賃上げ促進税制

給与に係る補助金等（年収の壁対策等）

106万円の壁対策

パートやアルバイトで働く者の厚生年金保険や健康保険の加入に合わせて、手取り収入をへらさないための取り組みを実施する企業

労働者一人当たり50万円支援されます

キャリアアップ助成金
社会保険適用時
処遇改善コース

企業等は、これを原資に
年収の壁の範囲内で調整していたパートやアルバイトで働く者が、
もっと働くことが出来る環境を作ることができます。

この施策は令和5年10月からの2年間となっており、
この期間で制度の見直しにも取り組むとされてます

給与に係る補助金等（年収の壁対策等）

130万円の壁対策

パートやアルバイトで働く者が、繁忙期に労働時間を延長したことなどにより、収入が一時的に上がり130万円を超えた場合

会社が一時的な収入の増加であることを証明

引き続き配偶者の扶養に入ることが可能

この施策は令和5年10月からの2年間となっており、この期間で制度の見直しにも取り組むとされています

103万円の壁とは？

壁

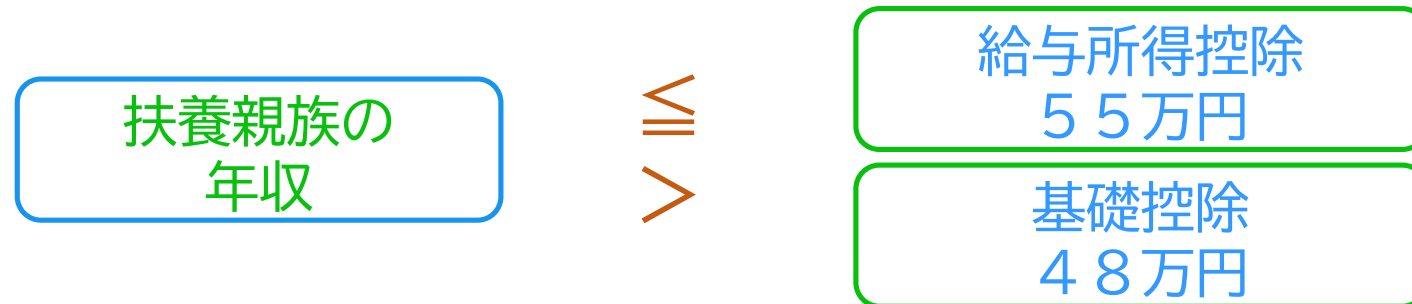
- ✓ 現在、扶養に入っているパートやアルバイトの方が年収の壁を超えて働くと所得税や社会保険料の支払い等が発生し、逆に手取りが減少するケースでは、働きたいと考えても手取りを気にして働けないことがあります。この年収のことを「壁」と表現しています
- ✓ 扶養親族の収入が一定額を越えると、扶養親族自身に所得税や社会保険料が発生します
- ✓ 納税者にとって扶養親族に対する扶養控除の適用が無くなり納税者の税額が増加します

103万円の壁とは？

103万円

- 給与所得者は給与収入に対するみなし経費、すなわち給与所得控除が最低55万円です
- 全ての個人に対し所得税の基礎控除が48万円です
- 納税者が扶養控除の適用を受けるための要件の一つは「扶養親族の年間の合計所得金額が48万円以下であること」

103万円の壁

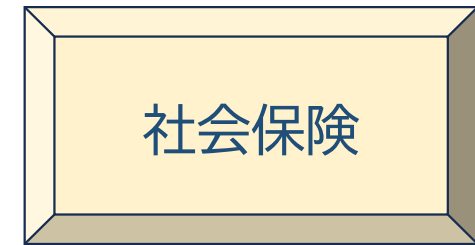


- 実際に大学生の子ども(19歳)がアルバイトしたケース
- 扶養者(親)の所得に対する税率が20%と仮定

アルバイト収入	扶養親族(子ども)	扶養者(親)
100万円	所得税ゼロ	扶養控除 63万円 所得税 63万円 $\times$ 20% = ▲126,000円
110万円	所得税 3,500円 (給与所得(110 - 55)万円 - 基礎控除 48万円) $\times$ 5% = 3,500円	扶養控除の適用なし

106万円の壁は？

- 妻の収入が106万円超(注)
- 勤め先が一定要件に該当
- 妻自身に社会保険料が発生



	発生する社会保険料	対象となる要件
106 万円 の壁	厚生年金保険 健康保険	・ 賃金が月額 8 万 8 千円以上（年収 106 万円以上） ・ 事業所の従業員数が 51 人以上 ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上 ・ 学生でない

(注)106万円という金額基準は、
夫の会社が加入している健康保険組合によって異なります

PartVI 中小事業者は要注意！

繰越控除（令和6年度税制改正）

中小企業者等は、
賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の
5年間繰越しが可能となりました

【要件①】

未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、以下を提出する必要あり

- ✓ 未控除額が発生した年度の申告
- ✓ 「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」

【要件②】

- ✓ 実際に繰越税額控除を受ける事業年度
- ✓ 雇用者給与等支給額が前年度より増加している必要あり

繰越控除（添付書類①）

<賃上げ促進税制の適用要件を満たす事業年度>

次の別表を添付する必要あり

- ◆ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する
明細書
（別表6（24））
- ◆ 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度
超過額の計算に関する明細書
（別表6（24）付表1）
- ◆ 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
（別表6（6））

繰越控除（添付書類②）

＜その後の赤字事業年度＞控除すべき法人税額がない

次の別表を添付する必要あり

- ◆ 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書
（別表6（24）付表1）

繰越控除（添付書類③）

＜繰越控除の適用を受ける事業年度＞（控除すべき法人税額がある）

次の別表を添付する必要あり

- 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書
- 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
- 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書（別表6（6）付表）

Q 修正申告や更正の請求で初めて別表を添付しても大丈夫？

A 認められません

当初申告要件を満たす必要があります。
賃上げ促進税制の適用を受ける事業年度の
確定申告書に別表の添付がない場合、
その後の修正申告や更正の請求で別表を添付したとしても
認められません

PartⅦ マルチステークホルダー方針の公表

マルチステークホルダー方針

- ✓ 給与等の支給額の引上げの方針
- ✓ 下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針
- ✓ その他の政令で定める事項

自社HPにて
公表
＜期限に注意＞

経済産業大臣
(経済産業省)
に届出

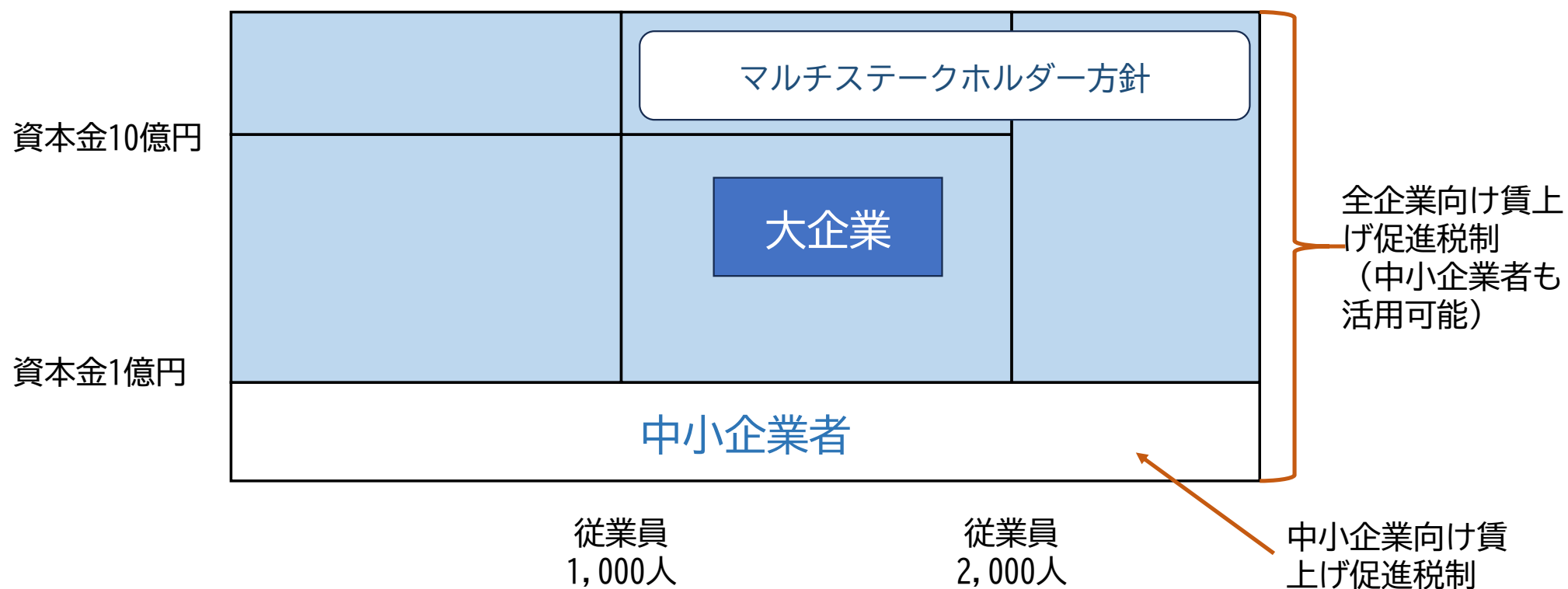
受理通知書の
受取り

確定申告書に
受理通知書の
写しを添付

マルチステークホルダー方針に係る令和6年度税制改正

- ✓ マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が要件となる事業者の対象が拡大し、常時使用する従業員数が2,000人超の会社も対象
- ✓ マルチステークホルダー方針の公表の期限が法人にあつては「適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日まで」から「適用事業年度終了の日まで」に変更
- ✓ マルチステークホルダー方針の様式が変更となりました。
インボイス制度の導入に伴い、消費税の免税事業者との取引関係に係る記載が、取引先への配慮の中でも特に配慮すべき事項として様式に盛り込まれました。

令和4年度税制改正



※資本又は出資を有しない法人においては、従業員1,000人以下（一部を除く）が中小企業となります

出典：大企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年4月3日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

令和6年度税制改正
(大企業・中堅企業)

中堅企業

大企業

資本金10億円

マルチステイクホル
ダー方針の公表

マルチステ
イクホル
ダー方針

資本金1億円

従業員
1,000人

従業員
2,000人

出典：「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック（令和6年8月5日公表版 経済産業省）を一部アレンジ

Q マルチステークホルダー方針を既に公表している企業は、令和6年度税制改正の適用を受けるにあたって公表し直す必要はない？

A 改めて公表する必要があります

令和6年度税制改正により様式が変更となっていますので、
令和6年度税制改正の適用を受けるためには、新様式を用いて公表し直す必要があります

今日の 振り返り

Part I	賃上げ促進税制の概要を整理し、全体像を確認しました。
Part II	賃上げ促進税制はいろんな用語が存在するため、定義が混乱しないよう注意してください。
Part III	賃上げ促進税制の適用の可否が決まる伸び率と税額控除率について整理しています
Part IV	賃上げ促進税制の税額控除率の上乗せとして教育訓練費等を整理しています
Part V	令和7年度税制改正で出てきた103万円の壁対策のほか、国の支援策があります。賃上げ促進税制と絡めて整理しています

今日の 振り返り

PartⅥ

令和6年度税制改正で新設された繰越控除制度について確定申告書への添付書類を整理しています

PartⅦ

マルチステークホルダー方針の公表について、令和6年度税制改正ですべての企業が改めて公表が必要になりました

みなさん一緒に頑張りましょう！



金子真一税理士事務所

Shinichi Kaneko Tax accountant office



東京都目黒区下目黒4-8-11
kaneko@stb-tax.com
090-4067-8830

<ご参考>

消費税インボイス制度
の説明（税務研究会）



定額減税のコラム
（税務研究会）



コラム（NECソリューションイノベータ）



消費税インボイス制度が
経理業務に与える影響
（TKC）



消費税インボイス制度の
実務でハマル具体的論点
（TKC）



現場は未だに混乱中！
消費税インボイスと改
正電帳法（TKC）



研修会 今後の予定

年月日	時 間	場 所	講 師	テ ー マ	人数
令和7年6月11日	15:00 ～ 17:00	綿商会館	坂本 拓也 氏 (株式会社UNIBEST)	高齢化社会における不動産取引や財産管理のリスクについて ～後見制度や民事信託(家族信託)の活用法～	100名
令和7年6月13日	16:00 ～ 17:00	日本橋支部会議室		デジ塾	30名
令和7年6月13日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和7年6月23日	13:30 ～ 15:00	ロイヤルパークホテル	青木 理 氏 (ジャーナリト)	「日本のデジタル化とその現状」 ～他国との税務のデジタル化を比較して	100名
令和7年7月11日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和7年7月22日	13:30 ～ 16:00	日本教育会館 (一ツ橋ホール)	酒井克彦 教授 中央大学法科大学院	財産評価の課題～財産評価基本通達の不安定性	100名
令和7年8月8日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和7年9月12日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和7年10月10日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名

支部研修会案内等月次配布物のメール受取りにご協力お願いします！
下記の要領にてメールをお送りください。

【宛先】 densihaihu@nihonbashi-tax.jp

【件名】 連絡文書送付方法について